

環境影響評価審査会 播磨臨海地域道路部会 会議録

- 1 日 時 : 令和元年 12 月 27 日 (金) 14 時 30 分～16 時 30 分
- 2 場 所 : 神戸市教育会館 501 号室
- 3 議 題 : 播磨臨海地域道路の計画段階環境配慮書の案の審査について
- 4 出席委員 : 上甫木委員 (部会長)、遠藤委員、小谷委員、
近藤委員、住友委員、田中委員、服部委員、山下委員
- 5 兵庫県 : 環境管理局长、環境影響評価室長、審査情報班長他班員 3 名
水大気課、温暖化対策課、環境整備課、自然環境課、道路企画課、
都市計画課、東播磨県民局環境課、西播磨県民局環境課
- 6 配付資料 :
 - 資料 1 : 環境影響評価法の手続の流れ
 - 資料 2 : 播磨臨海地域道路について
 - 資料 3 : 住民等からの主な意見 (未定稿)
 - 資料 4 : 計画段階環境配慮書 (案) (未定稿)
 - 資料 5 : 配慮書の案に対する主な意見 (審査会)
 - 資料 6 : 配慮書の案に対する答申案

7 議事概要 :

<事務局から、資料 1 により審査スケジュールに関して説明。>

<事業者から、資料 2、3 により説明。>

[質疑]

(委員)

資料 3 の住民等からの意見は何名くらいからのご意見か。

(事業者)

道路計画に関する部分もあわせてアンケートしている。集計中ではあるが、全体では約 6000 人。その中から環境に関する意見を抽出している。

(委員)

20 ページのヒアリング (企業・団体) とあるが、抽出した基準などはあるのか。

(事業者)

平成 29 年度のヒアリング団体については、自治体や商工会議所のような団体。また、商工会議所から企業等の紹介をいただいた。29 年時点ではルートがまだ確

定していなかったもので、幅広に抽出している。

(委員)

資料に記載の工場等の数は、ルート帯の中にある家屋や工場の数のことか。

(事業者)

想定しているルートの中にかかる家屋や工場の数。

(委員)

そこには住宅の密集する所や住宅団地のようなところはないのか。好感をもたれる意見がほとんどだったとのことだが、建設に対して住民から反対とかはでていないのか。

(事業者)

住宅団地、密集しているようなところについては、おおむね回避しているため、含まれていない。2点目の反対する方については、オープンハウス形式で、学会のポスターセッションのような形でパネル展示し、住民の方にいろいろお話しさせていただきながらこういうアンケートをした。反対される方はごく一部いる。

(委員)

3-21 ページなどの道路名の表現の方法については、3-185 ページに記載している道路名と統一して欲しい。3-21 ページの騒音に関して、要請限度はアセスであまり評価しない。要請限度は記載しなくてもよいので、交通量を乗せて欲しい、そうすると道路規模が分かる。あと、環境基準との比較をしているが、ここは一般環境基準ではなく幹線交通を担う道路の基準である。欄外には書いているが明確に書いて欲しい。

3-25 ページに関して、低周波音に関して測定データはないが、ルートが決まればバックグラウンドのデータが必要になる。

(事業者)

道路名の表現については、出典元の資料をそのまま使っている。今後検討する。

(部会長)

地域住民へのアンケートのところで総数しか書いていない。オープンハウスはどこで、どのような形で行われたのか、住民の方にどういう情報を提供しておこなったのか。

(事業者)

オープンハウスは、ルート帯の近傍、市役所やショッピングモールでのべ 15 カ所、30 日行った。アンケートはウェブアンケートや、市役所など公共の場にアンケートボックスを置いた。住民、事業者については無作為抽出で郵送での依頼もした。

周知については、記者発表もおこない、市町に依頼して広報紙にも掲載した。事業者からも新聞広告も行った。

(部会長)

提供した情報はどの段階のものか。

(事業者)

前回お配りをしたパンフレットで説明させていただいた。

(委員)

資料1に住民意見を反映させるプロセスがあるが、どのような方法で意見徴収をしたのか、プロセスなどをもう少し詳細に書いて欲しい。

現段階ではルートだけで、車線数や構造物のイメージは決まっていないのか。

(事業者)

4車線以上ということだけが決まっている。構造は説明できる段階ではない。

(委員)

車線数は需要予測から決めるのか。

(事業者)

実交通量と交通容量の差分がおおむね4車線相当ということで、4車線以上となっている。

(委員)

住民の意見を読んでいると、環境には配慮して欲しいけれどもつくって欲しいというニュアンスが読み取れる。何かフィルターがかかっているのか。本当に住民が書かれたのか。すごく違和感がある。

(事業者)

原文のまま書いた。抽出にあたっては極端な意見は除いている。

(委員)

質問の形式はどのようなものか。普通の質問に対して、こういう回答ができたのか。

(事業者)

道路計画と一緒に聞きし、ルート帯案を検討する際に配慮すべき事項があれば回答くださいということでお聞きした。

(委員)

質問形式と一緒にならないので、どう読めばよいのか、というのがある。

(委員)

資料20ページのオープンハウスと企業へのヒアリングのところで、おしなべて企業・団体のヒアリングの方が、住民の意見と比べて妥当だと思ふ割合が低い。

道路は産業活性化のためと思うが、企業が住民よりも控えめになっている。21ページでは有効だと思ふと答えている割合が企業の方が高くなっているが、整合性はどのようにお考えか。

(事業者)

ヒアリングもオープンハウスも対面式で行った。ヒアリングは事前にアンケート票を配布して回答していただき、ヒアリングした。オープンハウスは、対面で内容を説明してから、アンケートに回答していただくというプロセスの違いがある。ヒアリングは濃淡をつけての御意見があったのかなと思う。オープンハウスは遠慮しなくていいですよ、という声かけができた。感覚的な回答となりますが。

(委員)

資料3はどのような趣旨で提出されたものか。県から要求があったものか。道路計画から環境に関する部分だけを抽出したものが出されているが、その趣旨は何か。なぜ、すべて出さずになぜ抽出したものなのか。作為的なものがあるのか。

(部会長)

前回の審査会で、この計画に至るプロセスが明快でないという意見があったので、その補足説明か。

(事務局)

住民意見を審査会の委員に示していただきたいということで、事業者に作っていただいた、というのが趣旨になる。

(部会長)

アンケートの趣旨がどうであって、どういう聞き方をしたのか。都合のいいところだけをとるとよろしくない。整理をしっかりとして欲しい。全体を示しながら、客観的に環境の部分抽出して欲しい。

(部会長)

資料8ページに、神戸港に物流が流れていくというのがある。姫路港と東播磨港の関係は。

(事業者)

港湾の専門家ではないので拙い説明になるが、神戸港は国際戦略港湾で、ランクの高い港湾、海外への輸出入が非常に盛んとなっている。姫路港は1ランク、東播磨港は2ランクくらい落ちる。港湾の使われ方としても、企業が専用岸壁を多くもっていて、そこに直接原料が入ってくる。大型船は入ってこないで輸出はしない、という使われ方の違いがある。

(委員)

前回、ルートのことを説明いただき、4つの案が提示されている。姫路ジャンクションは共通、固定されているが、選択肢はなかったのか。

(事業者)

結果的にいうと、選択肢がなかった。接続地点が同じであり、周辺が山岳地帯になっており、支障となる高圧鉄塔などもあることから、南北に関しては選択肢がなかった。

(委員)

前回、自然環境についてはあまり問題がないという説明であった。そのあたりのルートは山をとおっていることもあり、重要な生物がいる箇所ではないかと思う。そのことを考慮して判断したか。

(事業者)

表記については、影響は小さいではなく、ルート帯の中で極力影響を小さくするように努める、というような記載にさせていただく。

(委員)

資料2の9ページ、平均速度が40km/hで排出ガスが多くなるとある。この道路ができると、加古川バイパス、姫路バイパスの排出量は減るということか。

(事業者)

渋滞が解消すればその可能性はあると思う。

[事業者退出]

<事務局から、資料5により審査会意見について、資料6により答申案について説明>

(委員)

温室効果ガスのところで、工事方法を工夫することで減らせることも書かれたほうがいいのではと思う。

(事務局)

その方向で検討させていただく。

(委員)

動物・植物・生態系のところで、自然環境のまとまりの場、とあるがよくわからない。重要な生態系のほうがわかりやすいのでは。

(事務局)

その方向で修正させていただく。

(委員)

文化財について、指定されている指定されていないに関わらず、広い意味での文化財か。

(事務局)

広い意味と考えている。

(委員)

広い意味にしても、天然記念物も文化財に入るが歴史的価値は有していないと

思う。高い価値を有している。

(事務局)

修正する。

(委員)

有形文化財、埋蔵文化財の用語の並列に違和感がある。有形に対して無形文化財。用語も調べておいてほしい。

(事務局)

わかりました。

(部会長)

広い意味とのことですが、何らかの形で指定しているものですか。

(事務局)

指定されているもの、または指定されていないが既存の文献等で保存すべきとされている文化財のこと。

(部会長)

そこまですると相当解釈が難しくなる。

(委員)

図書で記載しているのは指定されているものだけ。指定されていなくても文化財として価値の高いものはある。ただ、そこまでは記載していない。指定されていなくても重要なものは避けるように、というニュアンスがあるならこれでもいいと思う。

(事務局)

記載方法は検討します。

(委員)

人と自然とのふれあいの活動の場について、4車線あるので、接近性が悪くなる。環境配慮の中にその意味も含まれるかとも思うが、何かそのあたりを記載できないか。

(事務局)

場所へのアクセス性だとか、工事車両により、結果的に住民がその場に行きにくくなるなどの影響はある。広い意味で環境配慮をと書いている。もう少し、具体性をもたせて書けないか検討する。

(委員)

1(3)で、今まで縦覧期間終了後は一切公開していないのか。

(事務局)

事案によって異なる。県では発電所のアセスが多かったが、縦覧期間終了後はホームページから消してしまうという事例があった。昨今、環境省の方で縦覧期間が終わったアセス書についてホームページに掲載する取り組みもされている

ので、このような流れを踏まえて記載している。

(委員)

ある案件は公開する、公開しないなど、恣意的なことがあると、却って信頼性がなくなる。法律で担保されているのか。

(委員)

法律で担保されていない。法的なルールがあれば良いが、今のところ事業者の判断になる。要求しかできない。

(部会長)

ヒアリングに対する質問が多くでた。全体的な指摘事項に、住民であるとか、企業であるとか、広い範囲にわたるし、市街地でもあるし、企業活動とも非常に関係するので、方法書以降では計画の前提となる企業行動などを把握し、計画立案するとかは書けないか。方法書段階で公告・縦覧が行われる。今の段階のアンケートは自主的にとられたということか。

(事務局)

今回の意見聴取はアセス法上の手続として事業者がとられた。今の段階は配慮書の案であり、今回の住民意見の概要と知事からの意見は、次に作成する配慮書に記載される。

(部会長)

方法書段階で、住民意見や企業意見の聴取は行うように言えないのか。

(事務局)

今後の意見聴取にあたっては、このような点について行うことという感じになる。

(委員)

配慮書の段階で、意見書があって、事業者の回答がでてくるのか。

(事務局)

事業者が聴取した意見の概要が資料3。今回事業者から説明がなかったが、わかりやすいのが資料4。これが配慮書の案にあたるもの。最後のページの部分をまとめて、次に配慮書として作成して公表を行う。

(委員)

住民から積極的に意見書として提出されて、それに対して回答するのか、事業者が自主的にどうですか、と聞いてそれを意見ですとして答えるのかニュアンスが違う。

(事務局)

ヒアリングして、住民から意見がある場合には、おそらく書面で受け取っている。それをまとめたのが最後のページの内容である。事業者の見解は、次の配慮書で明らかにするのが流れとなる。

(委員)

この段階では 35km で距離も長く、ルート帯が絞られていないので、住民の方の関心は低いと思う。

(事務局)

今後の手続きで、ルート帯を1本に絞り込んでいくし、ジャンクションの位置も明らかになっていく。その時にも住民意見を聞くので、違った意見もでてくるのではないかと思う。

事業者からすると、アセスメント手続の中で、住民の意見をきく、知事からも意見をきく。色々な意見の一つとして、知事の意見がある。二重構造になっているが、国が、国民の意見も直接聞き、それに対して配慮することになる。

(委員)

意見の聞き方ははっきりしてもらわないと行けない。

(委員)

答申案の3ページの(8)。前回の審査会で意見が出たことを反映していただいている。書いてあることはもったもな事。アセスの配慮書でこういうことを書いているが、特に問題はないか。

(事務局)

知事意見を形成するときは、環境要素という項目ごとで作るのが通例になっている。(7)文化財までが環境要素となっている。(8)のその他については、過去の発電所アセスの時も災害時にはどうするのか書いている経緯がある。

(委員)

内容はもったもだと思うので、あった方がいいと思う。大丈夫ということであれば、異論はない。

(委員)

最近大きなビルを立てるときには災害に対してどうするかというのを書いているのが多い。書いていいような気がする。

(事務局)

公共事業でもあるので書いておくべきかと思います。

(委員)

再確認になるが、ヒアリングの話はどうするのか。

(事務局)

法手続として定められているので、さらに知事意見として触れるのか難しい。

(委員)

手続として決められているから、あえて書く必要はないということで了解した。

以上